

## 「生産性向上設備促進税制」に関する証明書発行フローチャート


今回の制度に於いて、工業会としては通常の発行行為だけでなく、迅速に証明書の発行ができるように、事前登録制を導入いたしました。

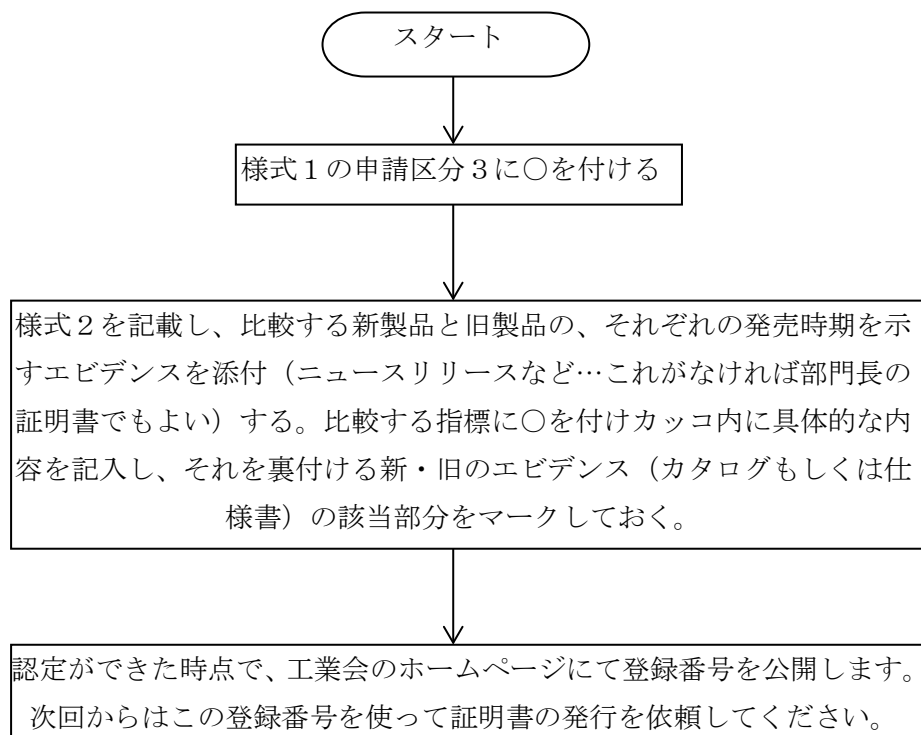
これらの申請手続きを明確にするために、以下のフローチャートを作成いたしましたので、このフローに従って申請をお願いいたします。

- 1. 事前登録の場合**（要件に該当する要素部分のみを登録することをお勧めします。証明書発行依頼時にこの要素部分の登録番号を記入していただければ、あとは、申請物品にこの要素部分が含まれていることの証明があれば証明書はスムーズに発行されます。この時には様式 2 は必要ありません。）

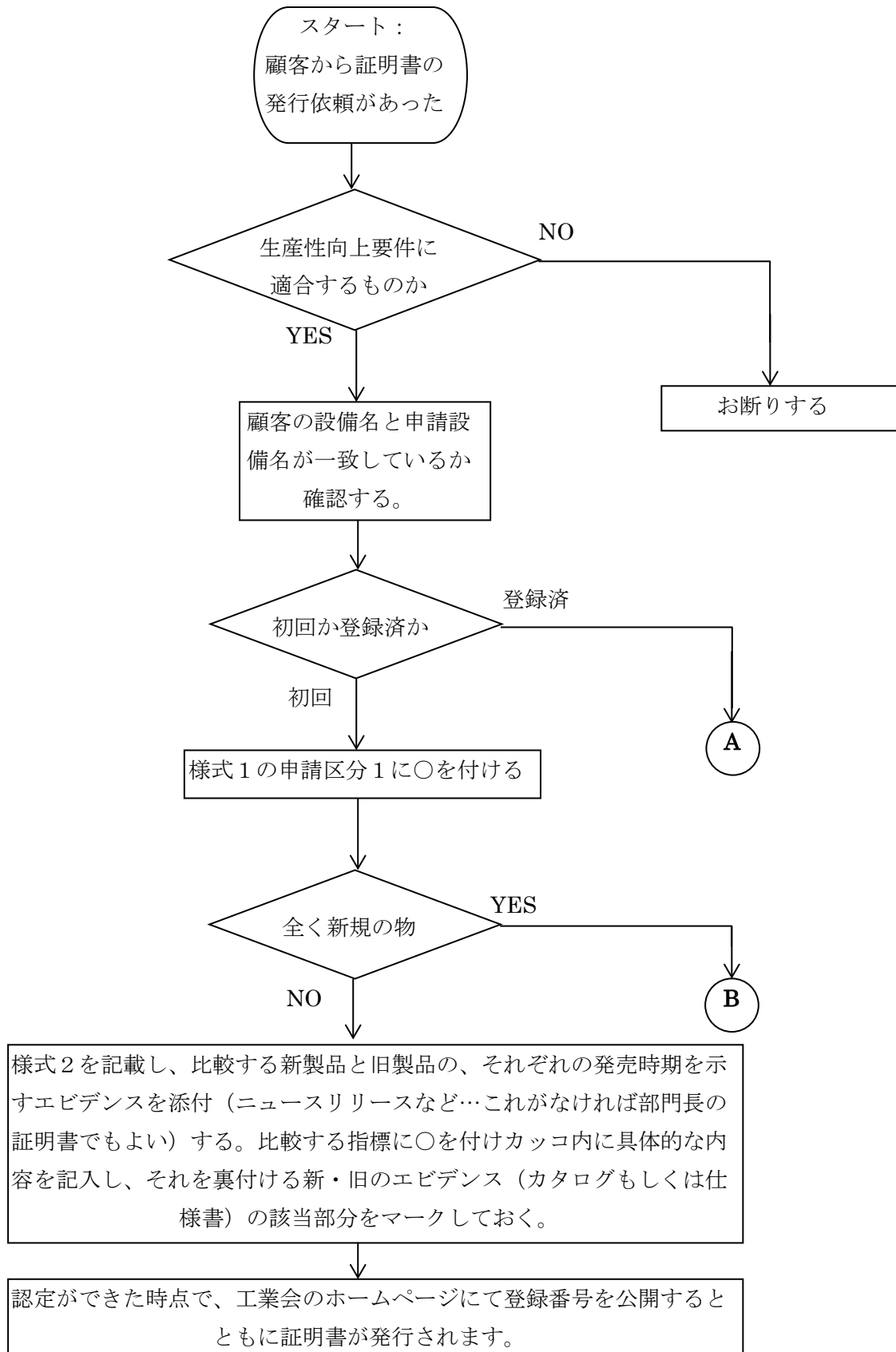
\*この事前登録制度は工業会会員のためのサービスです。

ただし、非会員であっても、初回で登録されたものは、2 回目以

降は  からの手続きで結構です。



## 2. 顧客から証明書の発行を依頼されたとき



A

様式1の申請区分2に○を付ける

登録済みの番号を記載する

登録済みの要素と申請製品との関係が明確になるエビデンス（納品書が望ましい…あるいはそれに代わるもの…どうしても関係を示す書類がない場合には責任者の証明書）を添付して一式を工業会に送付する。（この場合登録済みの製品と同一物であれば上記エビデンスは必要ありません。また、登録済みのものに関しては様式2も不要です。）

証明書が発行されます。

B

全くの新製品であることの責任者の証明書を添付して一式を工業会に送付する。

認定ができた時点で、工業会のホームページにて登録番号を公開するとともに証明書が発行されます。